

支援者向け  
ヤングケアラー支援ガイドブック  
～ 福祉サービス等の手引き ～

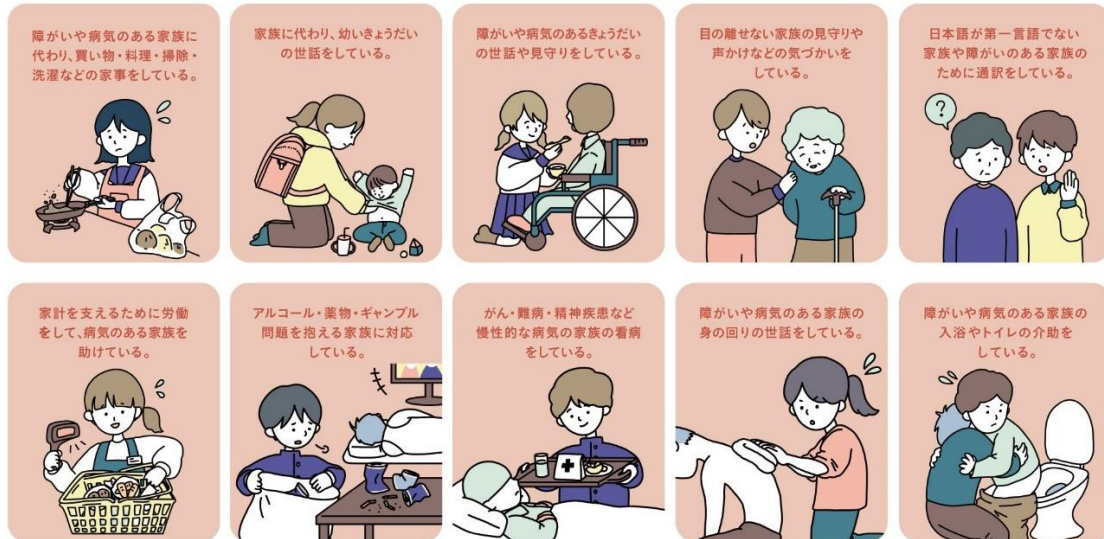
(刈谷市)

このガイドブックは、ヤングケアラー支援に関わる方向けに、福祉サービス等についてまとめたものです。

ヤングケアラーに関わる様々な分野の方に手に取っていただき、刈谷市におけるヤングケアラー支援の全体像を知っていただくとともに、ヤングケアラーとその家族の困りごとに応じて利用できそうなサービス等を確認するために活用してください。

# 1 ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。



出典：こども家庭庁「ヤングケアラー特設サイト」(<https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/public/>)

ただ、ひとまとめに「ヤングケアラー」といっても、一人ひとりの状況や認識、家族やケアへの想いは様々です。ここで、ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒントを紹介します。

## ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒント

- ◆ ヤングケアラーは、成長や発達の中でケアを担うため、年齢に合わない過度な負担を子ども時代に負った場合、その後の人生にまで影響を受けることがある。
- ◆ 子どもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点も持ちにくいことから、自分の担う家庭内役割が他と異なることに気づきにくく、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくない。
- ◆ 本人や家族に自覚がない状態では、自分からサポートを求めることも難しい。
- ◆ 家庭のことを知られたくないと思っていることも多い。 家族に病気や障害を抱えた人がいることを恥ずかしいと捉えている場合や口止めされている場合もあり、家庭のことは隠すべきものと思っていることもある。
- ◆ 本人としてはケアをしたくないわけではなく、負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという想いがあることも少なくない。 ケアすることを否定されると自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともある。
- ◆ ケアをしている状況について可愛そうと憐れまれることを嫌がる場合もある。家族をケアすることで優くなる、責任感が芽生える等の良い側面もあり、単純に悪いことだと思われたくない。
- ◆ ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割を子どもに担わせているという理由で家族が責められることで本人も傷つく可能性がある。
- ◆ 信頼できる大人はいないと思っていることもある。大人に助けられた経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合もある。
- ◆ 家族が時間的、精神的に余裕がないことも多く、本人は話を聞いてもらう機会が少ない場合もある。
- ◆ 大人の役割を担うことで他の子どもと話が合わないことや大人びていることがあり、また、現実的に遊ぶ時間がないこともあって、孤独を感じやすい。

## 2 ヤングケアラーへの支援体制

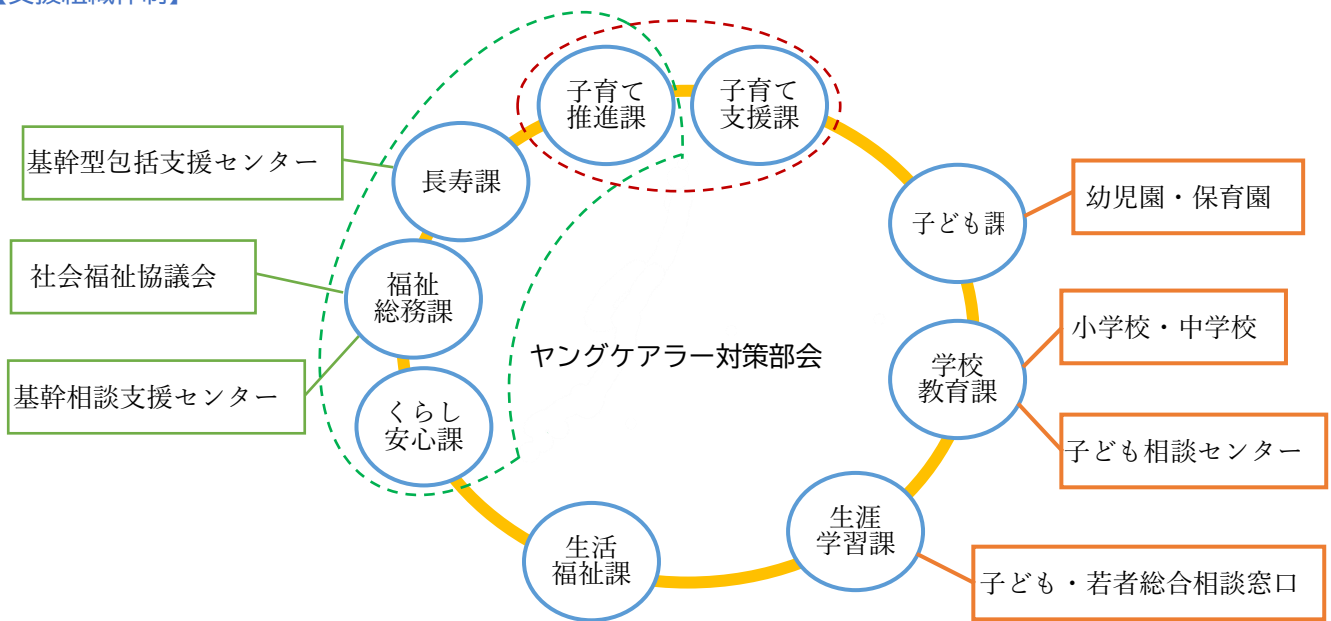
子ども・若者育成支援推進法では、「家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、関係機関等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記しています。

刈谷市では、ヤングケアラー対策部会において、様々な分野の関係部署・機関と連携しながら、包括的なヤングケアラー支援を進めています。

### ヤングケアラー対策部会

構成部署	関係機関
子育て推進課【事務局】	要保護者対策地域協議会、こども家庭センター
くらし安心課	—
福祉総務課	基幹相談支援センター、社会福祉協議会
生活福祉課	—
長寿課	基幹型地域包括支援センター
子育て支援課	—
子ども課	幼稚園・保育園
学校教育課	小学校・中学校、子ども相談センター
生涯学習課	子ども・若者総合相談窓口

### 【支援組織体制】



### 【凡例】

…こども家庭センター

…内部機関

…要保護者対策地域協議会（事務局）

…外部機関

### 3 利用できる可能性がある福祉サービス等

ヤングケアラーとその家族は、様々なケースが想定されます。

次ページ以降では、利用できる可能性のある福祉サービス等の例を、分野別に番号を付けて紹介しています。

分野	主な内容	掲載ページ
A 子どもがいる家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを預かる</li> <li>・子どもへの支援（学習支援、居場所）</li> <li>・ひとり親家庭への支援</li> <li>・家事支援、その他</li> </ul>	4 ページ
B 高齢者のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援・要介護認定など</li> <li>・介護保険サービス</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">           自宅で利用するサービス            施設に通って利用するサービス            施設に宿泊するサービス            施設入所サービス            その他         </div>	5 ページ
C 障害のある方のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援・サービス利用申請など</li> <li>・障害福祉サービス</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">           自宅で利用するサービス            施設に通って利用するサービス            施設入所サービス         </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援事業</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">           自宅で利用するサービス            施設に通って利用するサービス         </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児学校等訪問看護事業</li> </ul>	6 ページ
D コミュニケーションのための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳、要約筆記、日本語教室、外国人生活相談</li> </ul>	8 ページ
E 生活を支えるための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護、生活困窮者自立相談支援、生活福祉資金貸付制度</li> </ul>	9 ページ
F 困りごと全般に関する相談	—	9 ページ
G その他の相談	—	9 ページ

（各福祉サービス等の詳しい利用条件などの詳細は、それぞれの担当までお問合せください。）

#### <留意事項>

すべてのヤングケアラーが、福祉サービス等による具体的な支援を求めているとは限りません。

緊急時を除き、福祉サービス等につなぐことありきではなく、まずは、身近な支援者の方が、ヤングケアラー本人や家族の話を聞き、意思を確認したり、気持ちに寄り添うことが重要です。

その上で、福祉サービス等の情報を提供したり、自機関で対応できることを検討しつつ、本人や家族の同意の上で他機関につなぐなど、焦らずに信頼関係を築きながら対応を進めることが大切です。

## A 子どもがいる家庭への支援

### ○子どもを預かる

		内容	担当
A-1	保育園・乳児園	保護者が仕事、病気等により家庭でこどもを保育することができない場合に、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。(0歳～5歳児)	子ども課 62-1014
	幼稚園	教育・保育を一体的に行う施設です。(3～5歳児)	
A-2	一時保育	保護者が仕事や病気などで一時的に保育できないときや、育児疲れを解消したいときなどに、一時的に預かります。	子ども課 62-1014
A-3	放課後児童クラブ	保護者が労働等により、昼間家庭にいない場合に、その家庭の小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供します。	子育て推進課 62-1061
A-4	短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	18歳未満のこどもで、一時的に家庭における子育てが困難になった時に、最大7日施設等で預かります。	子育て推進課 62-1061

### ○子どもへの支援(学習支援、居場所)

A-5	放課後子ども教室	地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流といった活動を実施します。	生涯学習課 62-1036
A-6	地域未来塾	中学生・高校生を対象として、地域住民や大学生の協力による学習支援を実施します。	生涯学習課 62-1036
A-7	子どもの学習・生活支援事業	困窮世帯の子どもへの学習支援や生活習慣などに関する支援、保護者からの進路などの相談にのります。	生活福祉課 62-1038
A-8	子ども食堂	地域のつながりを活かし、子どもや子育て世帯等へ食事の提供等を行います。	子育て推進課 62-1061

### ○ひとり親家庭への支援


A-9	児童扶養手当、市遺児手当、県遺児手当	ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健全な育成を図るため手当を支給します。	子育て推進課 62-1061
A-10	ひとり親家庭等日常生活支援事業	入院や出張等により一時的に生活に支障が生じたときに、支援員が家事等を支援します。	子育て推進課 62-1061
A-11	母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭を支援するための貸付金です。	子育て推進課 62-1061

### ○家事支援、その他

A-12	子育て世帯訪問支援事業(家事支援)	家事・子育てに不安や負担を抱えている家庭等を訪問し、家事・子育ての支援による負担軽減を行います。	子育て推進課 62-1061 子育て支援課 23-8877
A-13	ファミリー・サポート・センター	子育ての「援助を受けたい人」と「援助したい人」が会員となり、会員間の有償ボランティアのマッチングを行います。	ファミリー・サポート・センター (子育て支援課) 61-2720

## B 高齢者のための支援

### ○ 相談支援・要介護認定など

		内容	担当
B-1	地域包括支援センターによる相談支援	高齢者の介護、生活の困りごと等の相談に応じます。	地域包括支援センター 
B-2	要介護認定申請	介護保険の各種サービスを利用するための要介護認定申請を受け付けます。	長寿課 62-1013
B-3	ケアプランの作成	介護保険サービスを利用するための計画を作成します。	長寿課 62-1013

### ○ 介護保険サービス

#### ・ 自宅で利用するサービス

B-4	訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の援助を行います。	長寿課 62-1013
B-5	訪問入浴介護	介護職員と看護職員が家庭を訪問し、介護用の浴槽を用意して、入浴の介護を行います。	
B-6	訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。	
B-7	訪問リハビリテーション	居宅での生活を向上させるために、理学療法士や作業療法士等機能回復訓練の専門家が訪問し、リハビリテーションを行います。	
B-8	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士等が訪問し、療養上の指導を行います。	
B-9	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを行います。	

#### ・ 施設に通って利用するサービス

B-10	通所介護（デイサービス）	通所介護施設（デイサービスセンター）で、入浴や食事等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。	長寿課 62-1013
B-11	通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療機関等で、心身の機能の維持回復を図り、食事、入浴等の日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。	

#### ・ 施設に宿泊するサービス

B-12	短期入所生活介護／療養介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練等が受けられます。	長寿課 62-1013
------	------------------------	---	----------------

・施設入所サービス

		内容	担当
B-13	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。	長寿課 62-1013
B-14	介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。	
B-15	介護医療院	長期にわたる療養を必要とする方のための施設です。	
B-16	認知症対応型共同生活介護	認知症の状態にある方が共同生活をする施設で、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。	

・その他

B-17	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための用具や機能訓練のための用具を貸与します。	長寿課 62-1013
B-18	福祉用具購入費の支給	在宅生活維持のために、居宅サービスを利用して、指定を受けている事業所で支給対象の福祉用具を購入した時は、購入費の7～9割を限度額まで支給します。	
B-19	住宅改修費支給	在宅生活維持のために、居宅サービスによって居住する住宅を改修した時は、その費用の7～9割を限度額まで支給します。	

## C 障害のある方のための支援

○相談支援・サービス利用申請など

C-1	障害のある方の相談支援	障害のある方の相談に応じます。	福祉総務課 62-1208 刈谷市基幹相談支援センター 63-6002 各相談支援事業所 にお問合せください
C-2	障害福祉サービスの利用申請	障害福祉サービスを利用するために必要な申請を受け付けます。	福祉総務課 62-1208
C-3	障害福祉サービスの利用計画の作成	障害福祉サービスを利用するための計画を作成します。	各相談支援事業所 にお問合せください
C-4	地域生活支援事業の利用申請	地域生活支援事業を利用するために必要な申請を受け付けます。	福祉総務課 62-1208

		内容	担当
C-5	医療的ケア児学校等訪問看護事業	医療的ケアが必要な児童（生徒）の保護者負担を軽減するとともに、対象児童（生徒）の学習環境を確保し、自立を促すため、学校等における対象児童（生徒）の医療的ケアに係る訪問看護事業を実施します。	福祉総務課 62-1208

## ○ 障害福祉サービスの一覧

### ・ 自宅で利用するサービス（障害者・児共通）

C-6	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅にヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	福祉総務課 62-1208
C-7	重度訪問介護	常に介護を必要とする重度障害者のため、自宅にヘルパーが訪問し、外出時を含めて総合的に支援します。	
C-8	同行援護	視覚障害により、移動が困難な方に移動に必要な情報の提供や、移動の援護を行います。	
C-9	行動援護	自傷、徘徊などの危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。	

### ・ 自宅で利用するサービス（障害児）

C-10	児童発達支援（居宅訪問型）	外出が著しく困難な重度の障害児のため、日常生活の基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行います。	福祉総務課 62-1208
------	---------------	--	------------------

### ・ 施設に通って利用するサービス（障害者）

C-11	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。	福祉総務課 62-1208
C-12	就労移行支援	一般企業への就労を希望する障害のある方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
C-13	生活介護	常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	
C-14	就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
C-15	就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	

### ・ 施設に通って利用するサービス（障害児）

C-16	児童発達支援	未就学の障害のあるこどもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	福祉総務課 62-1208
C-17	放課後等デイサービス	就学した障害のあるこどもを対象に、授業の終了後または休校日に、施設で生活能力向上のために必要な訓練等を行います。	

・施設入所サービス（障害者・児共通）

		内容	担当
C-18	短期入所（ショートステイ）	障害者（児）を家庭で介護している方が、疾病、休息等のため、一時的に介護できなくなった場合に、短期間、施設に入所できます。	福祉総務課 62-1208
C-19	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴、排泄、食事等の介護を行います。	
C-20	共同生活援助	共同生活を営む住居において、主に夜間に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。	

○ 地域生活支援事業の一覧

・自宅で利用するサービス（障害者・児共通）

C-21	移動支援	屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出に伴う介護支援を行います。	福祉総務課 62-1208
C-22	移動入浴	身体障害者に対し、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴及び洗髪を行います。	

・施設に通って利用するサービス（障害者・児共通）

C-23	日中一時支援	日中において障害者等に活動の場を提供し、見守り、及び社会に適應するための日常的な訓練を行います。	福祉総務課 62-1208
------	--------	--	------------------

・施設に通って利用するサービス（障害者）

C-24	地域活動支援センター	障害者に対し、地域の実情に応じた創作的活動及び生産活動の機会の提供等に加え、機能訓練、社会適應訓練、入浴等の支援を行います。	福祉総務課 62-1208
------	------------	--	------------------

・施設に通って利用するサービス（障害児）

C-25	レスパイト事業	知的障害児等を夏休み等の長期期間中に受け入れ、日常生活訓練を行います。	福祉総務課 62-1208
------	---------	-------------------------------------	------------------

## D コミュニケーションのための支援

D-1	手話通訳、要約筆記者の派遣	手話や要約筆記をコミュニケーション手段とする聴覚障害者等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。	福祉総務課 62-1208
D-2	日本語教室	母国語が日本語でない人向けに、ボランティアによる日本語教室を開催しています。	刈谷市国際交流協会 62-1209
D-3	外国人生活相談	在住外国人向けに、行政サービスに対する悩みや不安を軽減するため、多言語で相談に応じます。	くらし安心課 62-1058
D-4	あいち多文化共生センター	外国人県民の生活上の相談に多言語で対応するほか、様々な情報を提供しています。	愛知県国際交流協会 052-961-7902

## E 生活を支えるための支援


		内容	担当
E-1	生活保護	経済的に困窮した世帯に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行います。	生活福祉課 62-1038
E-2	生活困窮者自立相談支援	収入や負債、家計のやりくりで困っている人などに対し、支援員が相談に応じ、必要な制度を紹介するなどの支援を行います。	生活福祉課 62-1038
E-3	生活福祉資金の貸付け	所得の少ない世帯や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的として、世帯の状況と必要に合わせた資金の貸付を行います。	刈谷市社会福祉協議会 23-1600

## F 困りごと全般に関する相談

F-1	ヤングケアラーに関する相談	ヤングケアラーとその家族に関する相談に寄り添い、サポートを行います。	子育て推進課 62-1061
F-2	子ども・若者に関する相談	概ね39歳までの子ども・若者本人やそのご家族からの様々な悩みや不安について、相談に応じます。	子ども・若者総合相談窓口 (予約) 24-1031 生涯学習課 62-1036

## G その他の相談

G-1	妊産婦・乳幼児の相談	妊産婦の心配事やお子さんの気になる事について相談に応じます。	子育て支援課 23-8877
G-2	女性相談	女性の悩みについての相談に応じます。	くらし安心課 62-1058
G-3	健康相談	からだやこころの健康に関する様々な相談に応じます。	健康推進課 23-9559
G-4	不登校等に関する相談	小中学校の不登校やいじめに関する相談に応じます。	子ども相談センター 62-6313
		県立高校の不登校やいじめに関する相談に応じます。	各県立高校にお問合せください

		内容	担当
G-6	依存症に関する相談	アルコール (①)・薬物 (②)・ギャンブル等依存症 (③) に悩む方の相談に応じます。	愛知県精神保健福祉センター ①052-951-5015 ②052-962-5377 ③052-951-1722
		アルコール依存症に悩む方の相談に応じます。	衣浦東部保健所 21-9337
G-7	難病患者に関する相談	難病を抱えながら生活している患者及び家族に対して、生活上の悩みや不安を解消できるように相談に応じます。	衣浦東部保健所 21-9338
G-8	若者の就職に関する相談	無業者で、就職を目標とする若者の相談に応じ、就職から職場定着までを支援します。	県内の若者サポートステーション 
		職業選択サポートや、臨床心理士・キャリアコンサルタントによる就職相談（予約制）などを行います。	あいち若者職業支援センター 052-232-2352

## ヤングケアラーに関する Web サイトの御案内

★ ヤングケアラーについて詳しく知りたい方は、こども家庭庁の特設サイトをご覧ください。

こども家庭庁「ヤングケアラー 特設サイト」

<https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/>  
「ヤングケアラーのこと」で検索



★ 刈谷市のヤングケアラーに関する情報は、公式 Web ページに掲載しています。

刈谷市「ヤングケアラーに関する相談」

<https://www.city.kariya.lg.jp/kosodatenavi/1014910/1011898/1018833.html>  
「刈谷市ヤングケアラー」で検索

★ 国や愛知県のヤングケアラーに関する情報は、以下の Web ページをご覧ください。

こども家庭庁「ヤングケアラーについて」

<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>  
「こども家庭庁 ヤングケアラー」で検索



愛知県「ヤングケアラーについて」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidoukatei/aichiyoungcarer.html>  
「愛知県 ヤングケアラーについて」で検索



支援者向け

ヤングケアラー支援ガイドブック  
～福祉サービス等の手引き～

令和7年7月 発行

刈谷市 次世代育成部 子育て推進課

〒448-8501

刈谷市東陽町1丁目1番地